

## 2 介護者等が新型コロナウイルスに感染した場合の障害者等の生活支援事業

**3,791万4千円**

障害者や高齢者の介護を行う家族や子どもの保護者等（以下「介護者等」という。）が、新型コロナウイルスに感染した場合、介護者等が安心して入院療養等ができるよう、自宅でおひとりでは生活することが難しい障害者、高齢者、子ども（以下「障害者等」という。）への生活支援を実施します。

### ■介護者等が入院・入所となった場合の障害者等への生活支援 3,772万3千円

#### (1)生活支援施設の開設

介護者等が感染した場合に、生活支援が必要となる障害者等を受け入れるため、旧西田保育園（荻窪1-57-4）を活用し、生活の場を確保のうえ支援します。

施設内において必要な介護等は、各分野のサービス提供事業者に委託します。

#### (2)自宅生活者への支援

行動障害等で自宅以外での生活が困難な障害者等については、自宅での生活支援を行います。

### ■介護者等が自宅において療養する期間等の支援 19万1千円

介護者等のPCR検査の結果が出るまでの期間等に、介護者等が自宅療養する場合、家族に代わってサービス提供者が買物の支援を行います。

【問い合わせ先】 障害者施策課 内線 1141

高齢者在宅支援課 内線 3231

子ども家庭支援担当 内線 4400